



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

2015年新春特別講演会ご参加の御礼

著名人3千名超からの成功秘話に聴衆魅了！

去る1月20日、第27回尾上会計交流会『2015年新春特別講演会』に約100名の多数のご参加を賜り、盛大に開催できましたこと厚く御礼を申し上げます。

当日の講師・上阪徹先生は自らを『ブックライター』と称せられ、我が国の内外の著名人約3千人超にインタビューをされており、そこから得られた成功に至る秘話を個性的に表現され、ほぼ毎月1冊のペースで本にまとめられるというタフネスさで、中味の多様性と表現力の豊かさをもって、聴衆に隙を与えず一気に感動的なお話を賜ることが出来ました。

また180コマ以上のパワーポイントを早送りでも早口に話され、年配者（所長を含む）にとっては大変であったろうと懸念しましたが、アンケートではそのような意見は少数であり、むしろ参加者の中には若い社長も多くいて、「盛りだくさんの内容で大変良かった」との意見も多くあり、ホッとした次第です。

特に印象に残った内容を参加者アンケートのご意見も参考にしながら紹介します。

- 個人の能力が企業を左右する知的労働者の時代。働く人にとって、成長しない会社は自己実現の場を与えられない。(ユニクロ 柳井正CEO)
- ブログ発信で炎上してもなお発信をやめない理由。ネットにさらされるとケチンケチンに叩かれるから、勘違いしない抑止力になった。謙虚さを失い天狗になったら経営者はおしまい。(サイバーエージェント 藤田晋CEO)
- 好きな言葉は「止まっている時計は、日に2度合う」。自分の姿勢を決して曲げないことで、何年かに一度ブームが来て評価を得られる。流行を追いかける人は時代の5分遅れで走り続け、時計は一度も合わない。(AKB48プロデューサー 秋元康氏)
- 志と夢の違い。夢というのは漠然とした個人の願望。その願望を超えて多くの人々の夢、願望を叶えてやろうじゃないかという気概を志という。大きな志を抱き続けてきたが、今もって達成感はない。(ソフトバンク 孫正義社長)
- 人間がまとっている学歴、肩書きなどの虚飾をひっぺがした裸の自分は信頼され、尊敬されるか。知識やスキルよりも人間性こそ立派にしないと。損得よりも善悪で判断できる人。利己的でなく利他的である人。(京セラ創業者 稲盛和夫氏)

このような成功者の言葉から上阪先生が導き出した成功の秘訣とは、①誰かのために働く ②縁と運を大事にする ③成功とは、いったい何か（成功することは本当に幸せか、という考え方）の3点だそうです。参考になれば幸いです。



平成27年度税制改正大綱が

P2

発表されました！

自民・公明両党は、12月30日、平成27年度の税制改正大綱を決定しました。経済成長を重視し、アベノミクスの柱となる法人税の実効税率引き下げを打ち出したのが特徴です。個人向けには、親や祖父母から贈与されたお金のうち、課税されない枠を大幅に拡大し、高齢者層から若年層への早期の資産の移転を促しています。以下に主要な改正点をまとめてみました。

《個人所得課税》

【NISA（少額投資非課税制度）の拡充】

- ・NISAの非課税枠を、100万円から120万円に引き上げ
- ・ジュニアNISAの創設（未成年の子や孫のための非課税口座も開設できるようにする）

【ふるさと納税の拡充】

- ・自己負担2,000円での控除の上限額を2倍に拡充。申告手続きの簡素化

《資産課税》

【結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設】

- ・子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与に係る非課税措置を上限1,000万円で創設

【住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充】

- ・適用期限を延長した上で拡充（H27年度は最大1,500万円）

《法人課税》

【法人税率の引下げ】



	現行
法人税率	25.5%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%
国・地方の法人実効税率	34.62%



27年度	28年度
23.9%	23.9%
6.0%	4.8%
32.11%	31.33%

※中小法人（資本金1億円以下の法人）の法人税率は「年800万円以下の所得金額」については租税特別措置法により現行15%に軽減されているが、28年度まで2年間延長される（年800万円超の所得金額については大法人と同じく25.5% → 23.9%）。

また、大法人向け法人事業税の外形標準課税は拡大される。

（次Pへ続く）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL _____

FAX 079-288-0997

FAX _____



(前Pより続く)

P3

【欠損金の繰越控除の見直し】

控除限度額：＜大法人＞（現行）所得の80% → （27・28年度）65%（29年度）50%
＜中小法人＞（現行）100% → 変わらず

繰越期間：29年度以降生じる欠損金について、現行9年から10年に延長

《その他》

【固定資産税の空き家対策】

- ・現行では、住宅がたつ土地の固定資産税を最大6分の1に軽減する特例があるが、倒壊の恐れがあると市町村が認めた場合は、特例の対象から外せるようにする。

【海外サイトで購入する電子書籍・音楽に消費税課税】

- ・米アマゾンなど海外のサーバーから日本にネットで配信される電子書籍や音楽、ゲームなどにも消費税がかかるようにする（現行は不課税）

【エコカー減税等の見直し】

- ・エコカー減税（自動車取得税・重量税）について燃費基準が厳しくなる。
- ・軽自動車税については27年4月からの増税が決まっているが、27年4月から購入する新車から新たなエコカー減税が1年限定で導入される。

(記事担当：加来)



お客様
情報

株式会社西日本ファーム様

おめでとうございます!

＼(^o^)/

2014年度経営者「環境力」大賞を受賞されました!

当事務所のお客様である『株式会社西日本ファーム』様が、認定NPO法人環境文明21および日刊工業新聞社が主催する2014年度経営者『環境力』大賞を受賞されました。

この賞は、経済と環境を一体化しようとする意志、科学を理解して経営に活かす力、100年先を見通した企業価値の設定とそれを浸透させる情熱や達成する戦略性など、12項目について自己評価を行い、その結果と企業経営に関連する資料に基づいて大賞受賞者を選考します。

『株式会社西日本ファーム』様は産業廃棄物中間処分量と固形燃料製造を営まれており、廃置や廃プラスチックをはじめとする受入廃棄物を自社で100%リサイクルされています。

以前ご紹介した『エコストーブ教室』（毎月第3日曜日）も開催されています。廃材を利用して燃焼効率が良く、煙も少ない『エコストーブ』で、まだまだ寒い冬を乗り切りましょう!

◆エコストーブ教室◆

【場所】姫路市林田町下伊勢426番地 (株)西日本ファーム 工場内にて

【問い合わせ・予約】079-269-1231 (※1週間前までの要予約)

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX